

移動等円滑化取組計画書

2025 年 6 月 10 日

住 所 大阪府大阪市中央区難波五丁目 1 番 60 号

事業者名 南海電気鉄道株式会社

代表者名（役職名及び氏名） 代表取締役社長 岡嶋 信行

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（１）旅客施設について ・バリアフリー法に基づく駅の段差解消に向けて、１駅でエレベーターの整備を実施する。（2025 年度） ・ホームの安全性向上のため可動式ホーム柵を整備する。（2027 年度は 2 駅計画） （２）車両の整備について 老朽化した車両をバリアフリー化された車両に順次更新し、2025 年度で計 12 両導入する。 （３）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 ①人身事故や災害時等の異常時において、運転見合わせ区間や振り替え輸送等の情報を提供するための、改札口案内表示装置の整備の充実を図る。 ②視覚障がいをお客さまや車いすをご利用のお客さま等への対応力の向上を図るため、資格の取得、研修の実施、関係機関との連携等を行う。
--

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
紀ノ川駅	エレベーター 2 基を整備（2025 年度）
中百舌鳥駅	1・2 番線にホームドアの整備及びホームと車両の段差隙間縮小

泉ヶ丘駅	を実施（2027 年度） ※2025 年度は上記のためにホーム補強工事を実施 1・2 番線にホームドアの整備及びホームと車両の段差隙間縮小を実施（2027 年度） ※2025 年度は上記のために詳細設計を実施
8300 系車両（南海線）	南海線に 8300 系車両を 4 編成 12 両導入する。（2025 年度）

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅係員へ移動円滑化に関する各種教育の実施	車いす利用者や視覚障がいをお客さまの利用に対する各種教育を実施。（⑤に記載）
公共交通移動等円滑化基準の周知	新造、更新の際に公共交通移動等円滑化基準に適合しているか確認できるよう、要件をまとめ設計担当者に周知する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・ドアチャイム、ドア開閉動作開始ランプを備えた車両の導入（南海線）	・南海線にドアチャイム及びドア開閉動作開始ランプを備えた車両（8300 系）を 4 編成 12 両導入する。（2025 年度） ・南海線にドアチャイム及びドア開閉動作開始ランプを備えた車両（1000 系）を 1 編成 6 両導入する。（2025 年度）

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内案内表示装置を備えた車両の導入（南海線）	南海線に車内案内表示装置を備えた車両（8300 系）を 4 編成 12 両導入する。（2025 年度）

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
南海接遇コンテストの実施	全係員を対象に、視覚障がいをお客さまが、乗車券の購入から電車への乗車に至るまでの誘導や補助対応についてロールプレイング形式で発表し、望ましい対応方法等についての浸透度や理解度などの研修効果を確認するための発表会を実施。(2025年度(以降も同様に実施予定))
サービス介助士の取得	サービス介助士技能講座を当社負担での受講体制を構築しており、サービス介助士の取得を義務化している。(2025年度(以降も同様に実施予定))

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅及び車内放送による啓発活動	高齢者、障害者への思いやりに対する放送や点字タイル上へ物を置かないように放送を実施(2025年度(以降も同様に実施予定))

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

各部バリアフリー担当者での会議を定期的に行い、バリアフリーに関する方針や課題等について広く意見を集約し推進する

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ 計画書の公表方法

当社ホームページにて公表

Ⅵ その他計画に関連する事項

--

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。